



「第1回栃木県農業大賞」において、岩舟町の株式会社 TanakaFarm 誠が、経営改善に意欲的に取り組み顕著な成果を収めた方を対象とする「農業経営の部」で栃木県知事賞を受賞しました。その代表取締役である田中誠さんにお話を伺いました。

農業には苦労もやりがいもある

家族と従業員で構成される TanakaFarm 誠の代表を務める誠さん。実家の農業を手伝いながらも、一時期は就職をし、専業農家になるべきか、迷いがあったそうです。「農地の面積も増えてきて、両親だけではやりきれなくなりました。それに農業には若い力が必要でした。」と、10年ほど前から本格的に農業経営を開始し、主に水稻や二条大麦の種子生産を行っています。「農業には困難も多いです。まずは天候。計画通りに作業できないことも多く、災害はやはり怖い。そして、農地をきれいにしても、車からゴミをポイ捨てされることが多い。整備した苦労を知ってもらい、マナーを守ってもらえれば・・・」と苦労を滲ませつつも、やりがいも大きいと言います。

ICTの活用で地域全体を楽にさせ、効率化を目指す

今回の受賞のポイントをお聞きすると、ICT 技術を活用した生産性の向上があるそうです。「大型ドローンの導入で、防除等作業の効率化を実践しています。また、地域内の農地は細かく分かれています。集約化することで、バラバラに管理するよりも大幅に省力することができます。農地が点在していると、移動だけで時間を取られますから。近隣の耕作者と話し合い、農地の交換を行うことで、お互いにメリットがある。将来的にはより多くの農地交換を進め、地域全体の農業を活性化できればと考えています。農業に向かうみんなの身体も、気持ちも楽になるはず。」

将来を見据えた、人材の育成が必要

同世代の農業者同士で相談をすると、生産している品目は違えど、必ず『農業の担い手が少ない』という問題が挙がると言います。田中さんのような若い農業者が、その担い手なのでは？と聞くと「そうではありません。農業の将来のためには、自分達のさらに次世代の農業者の育成を、今から考える必要があります。」と危機感を募らせます。「農業は継ぐもの、という先入観があるかもしれませんが、必ずしもそうではありません。就職先としても、選択肢に入れてほしい。農業のやりがいを知ってもらい、若い皆さんに興味を持ってほしい。」と、将来の農業への思いを語っていただきました。



株式会社 TanakaFarm 誠
(第1回栃木県農業大賞 農業経営の部 栃木県知事賞)
たなか まこと
田中 誠 さん

後期高齢者医療制度 保険料率などのお知らせ

令和2年4月からの保険料率等

保険料率は、高齢化の進展や医療技術の進歩等の影響による1人当たりの医療費の増加等に対応するため、2年に一度見直されます。

令和2・3年度の保険料率等は、次のとおりです。

	平成30・令和元年度		令和2・3年度
均等割額	43,200円	→	43,200円(変更なし)
所得割率	8.54%	→	8.54%(変更なし)
賦課限度額	620,000円	→	640,000円

所得の低い方への軽減措置

均等割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準が引上げられます。

- 均等割額5割軽減** 被保険者数に乗ずる金額： 28万円→ 28.5万円
- 均等割額2割軽減** 被保険者数に乗ずる金額： 51万円→ 52万円

令和2年度以降の均等割額軽減特例措置の見直し

保険料の軽減措置のうち、特例として実施している「所得の低い方への均等割額の軽減特例措置」が、世代間の負担の公平を図る観点などから、国の医療保険制度改革により、本来の軽減割合の7割軽減となるよう段階的に見直しが行われています。

令和2年度以降の所得の低い方への均等割額軽減特例措置の見直し内容は次のとおりです。

	令和元年度		令和2年度		令和3年度
軽減割合	8割軽減	→	7割軽減	→	7割軽減
	8.5割軽減	→	7.75割軽減	→	7割軽減

問合せ 栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎ 028-627-6805



5月は消費者月間 『豊かな未来へ～『もったいない』から始めよう！』

消費者月間は「消費者保護基本法（消費者基本法の前身）」が施行されたのが1968年の5月であったことにちなみ、その施行20周年を機に1988年に定められたものです。期間中は、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発などの事業を行います。

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、2015年に国連の「持続可能な開発サミット」において採択された国際目標です。これは17の「持続可能な開発目標」を達成することにより「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、途上国のみならず先進国も実施に取り組むものです。

消費者行政の分野においても、消費者庁が中心となり、この国際目標の達成と安全・安心で豊かに暮らすことができる社会の実現のため、消費者利益の擁護・増進のための相談体制の整備や、「エシカル消費（＝倫理的消費。人や社会・環境に配慮した消費行動のことを言います）」の普及・啓発、消費者教育の推進や子どもの事故防止のための啓発活動など、様々な施策を行っています。

市でも呼びかけを行っている「食品ロス」の削減は、エシカル消費推進の第一歩。これを手始めとして、「もったいない」を合言葉に、自らの日々の消費が社会や環境とつながっていることを意識し、消費を通じた豊かな未来づくりに向けて、身近な消費者問題について考えてみませんか？

消費生活センター（本庁舎2階）☎ (23) 8899 / FAX (23) 8820

相談業務の案内 相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所/問合せ先
弁護士相談（事前に要予約） (弁護士が法的な見解等を助言)	5月8日(金)、22日(金) 6月12日(金)、26日(金) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課 ☎ (21)2122
	5月21日(木) 10時～12時	大平隣保館2階 相談室 ☎ (43)6611 ☎ 0120-46-7830
※予約開始 6月分：5月1日(金)～ 7月分：6月1日(月)～ (各日8時30分より受付) ※同じ案件での相談は2回まで (異なる会場で相談しても同様)	6月15日(月) 10時～12時	藤岡公民館 第1階 研修室 藤岡市民生活課 ☎ (62)0905
	6月23日(火) 10時～12時	都賀総合支所 別館2階 会議室 都賀市民生活課 ☎ (29)1124
5月26日(火) 10時～12時	5月26日(火) 10時～12時	西方総合支所 1階 会議室 西方市民生活課 ☎ (92)0308
	6月18日(木) 10時～12時	岩舟総合支所 1階 相談室 岩舟市民生活課 ☎ (55)7763
法律相談（事前に要予約） ※栃木市社会福祉協議会主催	5月19日(火) 9時～12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館 / 社会福祉協議会大平支所 ☎ (43)0294
宅建物相談(予約開始:5/1(金)8時30分～) (売買や賃貸借、所有と管理)	5月15日(金) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課 ☎ (21)2122
市民相談 (日常生活の問題など)	月～金曜日 9時～17時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課 ☎ (21)2122
消費生活相談(商品やサービス など消費生活全般)	月～金曜日 9時～16時	本庁舎2階 消費生活センター ☎ (23)8899 FAX (23)8820
合同相談 (行政相談・人権相談) ◆移動県民相談も同時開設	◆5月12日(火)、26日(火) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課 ☎ (21)2122
	5月21日(木) 10時～12時	大平総合支所 1階 相談室 大平市民生活課 ☎ (43)9211
	◆6月10日(水) 10時～12時	藤岡公民館 1階 研修室 藤岡市民生活課 ☎ (62)0905
	6月23日(火) 10時～12時	都賀総合支所 別館2階 大会議室 都賀市民生活課 ☎ (29)1124
	5月26日(火) 13時30分～15時30分 ◆6月18日(木) 13時30分～15時30分	西方公民館2階 小会議室 西方市民生活課 ☎ (92)0308 岩舟総合支所 1階 相談室 岩舟市民生活課 ☎ (55)7763
人権相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	大平隣保館 ☎ (43)6611 ☎ 0120-46-7830 厚生センター ☎ (24)2444 人権・男女共同参画課 ☎ (21)2161
配偶者等からの暴力(DV)相談	月～金曜日 9時～16時	配偶者暴力相談支援センター ☎ (21)2218
いじめ相談電話	月～金曜日9時～17時 ※土日祝日・時間外は留守電・FAX	本庁舎 / 青少年育成センター ☎ (24)0667 FAX (21)2690
青少年相談 (非行問題・不登校など)	月～金曜日 9時～17時	本庁舎 / 青少年育成センター ☎ (23)6566 FAX (21)2690
家庭児童相談(0～17歳の子どもとその家族)	月～金曜日 9時～16時	本庁舎 / 家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎ (21)2227
児童虐待相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎 / 子育て支援課 ☎ (21)2226 ※左記以外の時間は ☎ 189 (児童相談所全国共通ダイヤル)
婦人・ひとり親家庭相談	月～金曜日 9時～16時	本庁舎 / 子育て支援課 ☎ (21)2229
障がい児者相談(福祉サービスの利用・障がい理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止)	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎 / 障がい児者相談支援センター (障がい福祉課内) ☎ (21)2219 FAX (21)2682
就労支援相談(事前に要予約) (40歳未満の就労相談)	第1・3月曜日13時～21時 ※祝日除く 第1・3土曜日17時～21時 第2・4月曜日13時～21時 第1・3土曜日13時～16時	栃木勤労青少年ホーム ☎ (22)3113 大平勤労青少年ホーム ☎ (43)5191
高齢者相談 (介護や福祉、生活全般、虐待)	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎 / 栃木中央地域包括支援センター ☎ (21)2245・2246
もの忘れ相談 (認知症の専門員による相談)	5月8日(金) 10時～11時30分	本庁舎1階 市民スペース / 栃木中央地域 包括支援センター ☎ (21)2171・2246

食べものに、もったいないを、もういちど。
NO-FOODLOSS PROJECT

食品ロス削減
国民運動ロゴマーク
(ろすのん)